

答申第346号
平成23年7月4日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成22年3月2日付け中障第336号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成22年2月4日付けで異議申立人から提起された、平成21年12月25日付け中障第300号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成21年12月25日付け中障第300号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 異議申立人が開示請求したのは障害者自立支援法（平成17年法律第123号）施行前の千葉県と業者の補装具の販売に関する契約の公文書である。
- (2) 担当部署で契約した内容を把握していないとはどういうことか。補装具の判定業務は当時も千葉県が行っており、その内容を把握すべき義務がある。
- (3) 千葉県は異議申立人の開示請求によって、ある特定の業者との癒着の構図が暴露されるのを恐れて、意図的に公文書を不存在扱いしたのである。
- (4) 補装具という特殊分野ゆえに、一般人においては癒着の構図がわかり難いかもしれないが、専門家が資料を検討すれば、癒着の構図が明らかである。
- (5) 障害者自立支援法施行前の平成18年度以前は千葉県が直接判定と販売に関与しており、その統計等を調査していることは明白である。
- (6) 県の予算を執行して補装具の判定業務を行いながら、その片方で販売に関する資料を一切残していないことは、真に不自然である。行っていないとすれば行政の不作為であり、その行為は到底許されるものではない。
- (7) 補装具の公正な判定業務を行っているのであれば、特定メーカーのカタログ提示することはあり得ない。千葉県が適合判定する立場から、特定メーカーのカタログを提示した事実だけでも、「特定のメーカーを指定することはあり得ない」との主張を覆すに足りる十分な反証である。
- (8) 異議申立人は平成22年4月27日の補装具の適合判定の立会いの際、判定員から被判定者が購入すべきメーカーおよび機種、形状、性能、そ

の他微細（それもほとんどが適合判定と著しくかい離する内容）におよぶ明細の資料の提出をさせられた。現時点でこのような情報収集を千葉県が行っているのだから、障害者自立支援法施行以前は千葉県と業者が直接契約であった当時も同様に情報収集をしていた。それらから推定すれば対象文書が不存在とは考えられない。

- (9) 異議申立人は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく補装具の交付又は修理の委託契約書の内容について開示請求しているのではなく、実施機関の理由説明書に記載されている千葉県が補装具を使用する人へ機種指定又は販売した補装具のメーカー別販売台数、メーカー別販売比率が記載された行政文書と解されると主張する公文書である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成21年11月30日付けで、同月27日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「市町村へ補装具等に関する事務を移管する前の千葉県健康福祉部（中央障害者相談センター等の担当部署）で取り扱った補装具を使用する人へ機種指定・販売した補装具のメーカー別販売台数、メーカー別販売比率等を示す一切の公文書」（以下「本件対象文書」という。）とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求について、補装具の判定業務においては、特定メーカーの機種指定をしたり販売を行ったりすることはなく、したがって開示請求に係る文書は作成していないため、開示請求に係る行政文書を保有していないとして本件決定を行った。

3 本件決定の理由について

- (1) 本件対象文書は、障害者自立支援法が平成18年10月1日に施行されるまで、身体障害者福祉法に基づく、補聴器、義肢、車いす等の補装具の交付又は修理の委託契約を、市町村から委任を受けて千葉県が補装具の製作者等と締結していた当時、千葉県が補装具を使用する人へ機種指定又は販売した補装具のメーカー別販売台数、メーカー別販売比率が記載された行政文書と解される。
- (2) 都道府県は、障害者自立支援法に基づき身体障害者に補装具費の支給を行う市町村からの依頼に応じ、身体障害者福祉法に基づく補装具の適合判定を行っている。

千葉県では、当該判定の事務を健康福祉部の中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センターが所掌している。

当該判定は、障害者自立支援法の施行の前後を問わず、厚生労働省が告示する基準で定められた基本構造等に基づき行っており、当該判定業務において千葉県が特定のメーカーや機種を指定することはあり得ず、また補装具を販売することもない。

- (3) 上記(2)で述べたとおり、千葉県は補装具の機種指定や販売は行っておらず、メーカー別販売台数やメーカー別販売比率を把握する必要性もないので、当該行政文書は作成していない。また、市町村や販売業者からメーカー別販売台数等の報告がされることもない。

したがって、当該行政文書を保有していないことを理由に本件決定を行ったものである。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。

2 行政文書の不存在について

実施機関は、本件対象文書を保有していないと説明するので、次のとおり検討する。

(1) 本件請求について

第2-2(1)及び(9)から、本件請求は、障害者自立支援法が施行される前における、千葉県が補装具を使用する人に機種を指定し又は販売した補装具の製造者別の台数及び比率が記載された行政文書（補装具等に関する事務が市町村に移管されたものに限る。）を請求しているものと認められる。

(2) 補装具の給付に係る事務について

ア 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者については、障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第20条第1項の規定により、市町村は、補装具を交付し、又は修理することができるとされ、同条第3項の規定により、当該交付又は修理は、補装具の製作若しくは修理を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行い、又は市町村が自ら行うものとするとしている。

また、旧身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童（身体に障害のある15歳未満の児童につい

ては、身体障害者手帳の交付を受けた保護者とする。以下同じ。) については、障害者自立支援法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「旧児童福祉法」という。)第21条の6第1項及び第3項の規定により、旧身体障害者福祉法第20条第1項及び第3項と同様の規定がされている。

補装具給付事務の取扱いに関する指針について(平成12年3月31日付け障第290号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)別紙補装具給付事務取扱指針第1-3(2)を参考に、実施機関は、市町村から同条及び旧児童福祉法第21条の6の規定による補装具の交付又は修理に係る委託契約に関する委任を受けて、業者と補装具委託契約を締結している。

イ 補装具の給付に係る事務については、当該通知を参考に、実施機関で補装具給付事務手続の手引を作成し、当該事務の運用を行っている。

ウ 補装具の給付に係る具体的事務処理は、おおむね次のとおりである。

(ア) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者においては、次のとおりである。

a 補装具の交付の要否について、市町村からの判定依頼書による判定依頼を受け、申請があった身体障害者について医学的判定を行うこと。

b 補装具の給付を受ける者、医師、補装具製作技術者、補装具給付事務に従事する市町村職員及び身体障害者福祉司等の関係者の立会いのもとに、適合判定を行うこと。

c 義肢、装具及び座位保持装置の適合判定は、軸位及び切断端とソケットとの適合状況、又は固定、免荷、矯正等装具装着の目的に対する適合状況、安定した姿勢の保持状況、さらに使用材料、工作法、操作性の確実性について検査し、併せて外観、重量及び耐久力について考慮すること。

d 義肢、装具及び座位保持装置以外の種目についても、上記cに準じて検討し、当該補装具が申請書の使用目的に照らし、適合しているかどうかを判定すること。

e 旧身体障害者福祉法第37条の規定による県の負担に係る市町村長からの請求に対し、負担金を交付すること。

(イ) 旧身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童においては、次のとおりである。

a 当該児童からの交付依頼を受け、旧児童福祉法第20条第4項に規定する指定育成医療機関又は同法第19条第1項の規定により

療育の指導等を行う保健所の医師が補装具給付意見書を交付すること。

b 市町村における給付の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合、市町村からの助言の求めに対し助言すること。

c 補装具の給付の決定又は却下を行った市町村から措置結果報告書により報告を受けること。

d 適合判定については、上記(ア)bからdまでと同じ。

e 同法第53条の3の規定による県の負担に係る市町村長からの請求に対し、負担金を交付すること。

(3) 本件対象文書に該当するかについて

上記(2)において作成又は取得する次に掲げる行政文書について、本件対象文書に該当するか次のとおり検討する。

ア 補装具委託契約書及び補装具委託契約締結業者一覧表

(ア) 上記(2)アの補装具委託契約書は、おおむね次に掲げる事項が記録されている。

a 業者が、補装具の製作又は修理を引き受けること。

b 契約を締結した日付、委託者の住所、名称、代表者の氏名及び印影並びに受託者の住所、名称、代表者の氏名及び印影

(イ) 当該契約書を締結した者は、実施機関及び業者であって、補装具を使用する人ではない。また、契約の内容は、市町村から委任を受けた実施機関が補装具の交付又は修理を業者に委託したものであって、補装具の機種を指定し又は販売したものではない。当該契約書に記録された情報は、上記(ア)のとおりであり、受託者が製造者である可能性はあるが、補装具の種目及び名称に係る情報は記録されておらず、補装具の機種、台数及び比率も記録されていない。したがって、本件対象文書に該当しない。

(ロ) 補装具委託契約締結業者一覧表は、実施機関が各市町村長、各健康福祉センター長及び障害者相談センター所長に、年度末現在の業者をとりまとめ、事務の参考として送付したものであり、整理番号、名称、区分、役職、代表者、郵便番号、県名、住所、電話番号、製作又は修理を行う補装具の種目及び備考の欄で構成され、それぞれの情報が記録されている。

(エ) 当該一覧表は、実施機関が、市町村から補装具の交付又は修理に係る委託契約に関する委任を受けて、補装具委託契約を締結した業者の一覧表であって、補装具の機種を指定し又は販売した者のもの

ではない。当該一覧表に記録された情報は、上記(ウ)のとおりであり、製造者である可能性がある業者の名称、所在地、代表者の名称及び役職、製作又は修理を行う補装具の種目及び名称は記録されているが、補装具の機種、台数及び比率は記録されていない。したがって、本件対象文書に該当しない。

イ 面接記録票、補聴器適合内容記録票及びカタログ

- (ア) 面接記録票は、補装具給付事務手続の手引様式2で規定された様式により、実施機関が、上記(2)ウ(ア)aの補装具の交付に係る要否における医学的判定又は上記(2)ウ(ア)bからdまでの適合判定において取得し、作成した行政文書であり、面接日、場所、振り仮名、男女の別、生年月日、年齢、住所、職業、障害名、現在の状態、補装具記録及び処理の欄で構成され、それぞれの情報が記録されている。
- (イ) 当該行政文書は、当該判定を行う際に、実施機関が取得し、作成する行政文書であり、補装具の機種を指定し又は販売したものではない。当該行政文書に記録された情報は、上記(ア)のとおりであり、補装具の種目及び名称は記録されているが、補装具の機種、製造者の名称は記録されておらず、台数及び比率も記録されていない。したがって、本件対象文書に該当しない。
- (ウ) 補聴器適合内容記録票は、補装具給付事務手続の手引様式補6で規定された様式により、実施機関が取得し、作成した行政文書であり、氏名、男女の別、年令、日付、担当者、補聴器（型式、器種、装用耳、その他、音量及び音質調整、出力制限装置、イヤホンのタイプ、音響抵抗の有無、抵抗値、イヤモードの有無、タイプ及びその他で構成されている。）及びその他の欄で構成され、それぞれの情報が記録されている。
- (エ) 当該行政文書に記録された情報は、上記(ウ)のとおりであり、補聴器の型式及び器種が記録されているが、当該行政文書は、補装具の製造者別の台数及び比率を把握するためのものではなく、当該判定を行う際に、実施機関が取得し、作成する行政文書であり、補装具の機種を指定し又は販売したものではない。したがって、本件対象文書に該当しない。
- (オ) カタログは、補装具給付事務手続の手引に別冊カタログ集として編冊され、補装具の種目、名称、型式及び機種が記録されている行政文書である。製造者が作成したカタログが当該カタログ集に編冊されているが、これらを実施機関が保有していることをもって、千葉県が補装具を使用する人に機種を指定し又は販売した補装具の製

造者別の台数及び比率が記載された行政文書を保有しているとはいえない。したがって、本件対象文書に該当しない。

ウ 事業概要

事業概要は、実施機関が年度ごとに作成した事業の概要を記載した行政文書であり、相談会場別補装具判定（交付）状況及び補装具適合判定実施状況が記録されている。当該状況には、補装具の種目及び名称は記録されているが、補装具の機種、製造者の名称は記録されておらず、台数及び比率も記録されていない。したがって、本件対象文書に該当しない。

(4) 本件対象文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、本件決定における実施機関の担当課（所）において、上記(3)アからウまで以外に本件対象文書が存在するという事実は確認できなかった。また、本件決定における実施機関の担当課（所）以外において、本件対象文書が存在するという事実は確認できなかった。

イ 上記(2)ウ(イ)aの指定育成医療機関の1つである千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和62年千葉県条例第1号）第2条第2項に規定する病院を管理する病院局長に確認したところ、本件対象文書が存在するという事実は確認できなかった。

ウ また、ほかに本件請求の趣旨を満たすような行政文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、本件請求に係る行政文書は存在しないと認められる。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成22年 3月 2日	諮問書の受理
平成22年 4月 2日	実施機関の理由説明書の受理
平成22年 5月 26日	異議申立人の意見書の受理
平成23年 3月 25日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成23年 4月 26日	審議
平成23年 5月 31日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	
横山 清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成23年5月31日現在)